

平成26年(ワ)第9825号

安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求事件

原 告 関千枝子ほか

被 告 安倍晋三

答弁書

平成26年9月16日

東京地方裁判所民事第6部合議A係 御中

(送達場所)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル7階

松田綜合法律事務所

電話 03(3272)0101

FAX 03(3272)0102

被告安倍晋三訴訟代理人弁護士 村上康聰



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨1項及び同5項記載の原告らの被告安倍晋三に対する請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告安倍晋三との間に生じた部分については、原告らの負担とする

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

被告安倍晋三（以下「被告安倍」という。）は、訴状記載の請求の原因について、必要と認める範囲内において認否する。

1 請求の原因第1（当事者）について

(1) 「1 原告ら」について

いずれも不知。

(2) 「2 被告靖國神社」について

被告靖國神社が宗教法人法による宗教法人であることは認め、
その余は不知。

(3) 「3 被告安倍晋三」について

被告安倍が本件参拝当時から現在まで内閣総理大臣の地位にあること、被告安倍が平成18年から平成19年にかけて内閣総理大臣を務めたことは認める。なお、被告安倍が内閣総理大臣を務めたいわゆる第一次安倍内閣は、平成18年9月26日から平成19年9月26日までである。

(4) 「4 被告国」について

いずれも不知。

2 請求の原因第2（被告靖國神社の沿革と役割）について

すべて不知。

3 請求の原因第3（靖國神社の存立と首相参拝をめぐる被告靖國神社と被告国との協力）について

すべて不知。

4 請求の原因第4（首相による靖國神社参拝とこれに対する批判や訴訟等）について

(1) 「1 中曾根参拝」について

ア 「(1) 靖国懇設置」について

認める。

イ 「(2) 中曾根首相の公式参拝と被告靖國神社の受入れ」について

第1段落のうち、1985（昭和60）年8月15日に中曾根康弘氏が靖國神社を参拝したことは認め、その余は不知。

第2段落は認める。

ウ 「(3) 参拝に対する批判抗議など」について

不知。

エ 「(4) 中曾根首相公式参拝違憲訴訟」について

第1段落のうち、「全国各地の」の部分は不知、その余は認める。

第2段落、第3段落については、指摘されている各判決の判示内容については認める。

(2) 「2 小泉参拝」について

ア 「(1) 小泉首相による公式参拝と被告靖國神社の受入行為」について

2001年8月13日に小泉純一郎氏が靖國神社を参拝したこと、当時、同氏が総理大臣であったことは認め、その余は不知。

イ 「(2) 参拝に対する批判抗議など」について

不知。

ウ 「(3) 小泉首相靖国参拝違憲訴訟」について
認める。

5 請求の原因第5（被告安倍の靖國神社への参拝と靖國神社の協力

行為)について

(1) 「1 本件参拝へ至る経緯」について

ア 「(1) 靖國神社参拝をめぐる被告安倍の言動」について

(ア) 第1段落のうち、「その間は靖國神社への参拝を自重していた。」との部分は否認し、その余は認める。なお、被告安倍が内閣総理大臣を務めた第一次安倍内閣は、原告の主張する平成19年8月27日までではなく、平成19年9月26日までである。

(イ) 第2段落以降のうち、原告らが指摘する新聞記事等において原告らが引用する内容の報道がなされていること、原告らが指摘する被告安倍の著書に原告らが引用する内容の記載があること、原告らが指摘するインターネットホームページに原告らが引用する内容が記載されていることは、おおむね認める。

その余は否認する。

(2) 「2 被告安倍の本件参拝行為」について

ア 被告安倍が、平成25年12月26日、参拝に先立って被告靖國神社に対し参拝する意向を伝えたこと、同日午前11時20分ころ、モーニング姿で公用車に乗って首相官邸を出発し、靖國神社に到着したこと、到着殿で「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳したこと、その後、手を水で洗って口を濯いだこと、祓いを受けたこと、拝殿を通り抜けて鎮靈社を参拝し、拝殿から本殿へ移動して本殿の階段を上り、本殿入口で一礼して本殿に入り、2回礼をした後、2回拍手し、更に一礼して参拝したこと、本殿の入口の両側に花が置かれ、これに「内閣総理大臣 安倍晋三」と書かれた札がついていたことは認める。

イ 被告安倍が玉串料3万円を私費で支払ったことは否認する。

被告安倍は私費で献花料として10万円を支払っているが、玉串料を支払ってはいない。

ウ 被告安倍が、本件参拝後に、報道各社のインタビューに応じたこと、これに対し原告らが引用する趣旨の発言をしたこと、本件参拝に関する談話を発表したことは認める。

(3) 「3 被告靖國神社の参拝受入れ」について

第1段落のうち、時刻の点、被告安倍を出迎えた者が徳川宮司であったとの点は不知、その余はおおむね認める。

第2段落のうち、被告靖國神社が被告安倍から玉串料の奉納を受けたこと、被告安倍が本殿で玉串を差し出したことは否認する。被告安倍は、玉串料の奉納をした事実はなく、また、本殿において玉串を差し出した事実もない。参拝の際に坂明夫祭祀部長らが先導、同行したことなど被告靖國神社側の行動については不知。

(4) 「4 本件参拝への国内外の批判や反響」について

原告らが指摘する新聞記事等において、原告らが引用する内容の報道がなされたことはおおむね認める。

(5) 「5 まとめ」について

否認ないし争う。

6 請求の原因第6「本件参拝行為及び本件参拝受入行為の違憲性乃至違法性、原告らの被った損害」について

(1) 「1 本件加害行為」について

否認ないし争う。

(2) 「2 本件における靖國神社の行為の性格（国家の行為と同一視すべき）」について

不知。

(3) 「3 政教分離違反」について

被告安倍の本件参拝行為が、被告安倍の内閣総理大臣たる地位に基づいて行われた行為であって、憲法20条3項の禁止する政教分離違反行為に該当するとの点は、否認ないし争う。

(4) 「4 信教の自由（無信仰、無宗教の自由も含む）の侵害」について

否認ないし争う。

(5) 「5 宗教的人格権」について

否認ないし争う。

(6) 「6 平和的生存権」について

否認ないし争う。

(7) 「7 在韓原告らの人格権侵害」について

否認ないし争う。

(8) 「8 自由権規約第18条違反」について

否認ないし争う。

(9) 「9 損害」について

否認ないし争う。

7 請求の原因第7「本件参拝及び本件参拝受入行為の差止め」について

(1) 「1 被告安倍の参拝行為の差止め」について

すべて否認ないし争う。

8 請求の原因第10「被告安倍の個人責任」について

(1) 「1 靖國参拝に対する政府見解及び懇談会の報告書、違憲判決等」について

ア 「(1) 政府見解」について

認める。

イ 「(2) 各懇談会の報告書」

認める。

ウ 「(3) 国内外の批判、違憲判決等」について

「首相による」の部分は否認し、その余は認める。

(2) 「2 小括」について

否認ないし争う。

9 請求の原因第12 「憲法判断のあり方」について

否認ないし争う。

10 請求の原因第14 「結語」について

否認ないし争う。

第3 被告安倍の主張

1 損害賠償請求について

(1) 「公権力の行使」を前提とすれば原告らの主張自体失当であること

原告らは、被告安倍の本件参拝について被告安倍に対し民法709条に基づき損害賠償を請求するとともに、被告国に対し、本件参拝は被告安倍が内閣総理大臣としての資格で職務として行ったものであるとして、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき慰謝料等の支払いを求めている。

そして、原告らの被告国に対するこの損害賠償請求は、被告安倍の本件参拝が被告安倍の内閣総理大臣としての資格による公権力の行使であることを前提とした主張であることが明らかである。

しかるに、最高裁判所は、公権力の行使に当たる公務員の職務

行為について、公務員個人の損害賠償責任を否定している（最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ等）。

それ故、原告らの被告国に対する前記主張を前提にすると、被告安倍が原告らに対し民法709条に基づいて損害賠償責任を負うことは法的に否定されるのであって、この点で既に原告らの被告安倍に対する損害賠償請求は、主張自体失当であるといわなければならない。

(2) 本件参拝によって原告らの法律上保護された具体的権利ないし法的利益の侵害があったとはいえないこと

内閣総理大臣の地位にある小泉純一郎氏が平成13年8月13日に行った靖國神社の参拝（以下「小泉参拝」という。）に関し、最高裁判所は「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求める做不到と解するのが相当である。上告人らの主張する権利ないし利益も、上記のような心情ないし宗教上の感情と異なるものではないというべきである。このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではないから、本件参拝によって上告人らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない。」と判示している（最高裁平成18年6月23日第二小法廷判決・集民220号573ページ、以下「最高裁平成18年判決」という。）。

本件参拝は、最高裁平成18年判決とほぼ同一の事案であるこ

とに照らすと、本件参拝によって原告らの法律上保護された具体的権利ないし法的利益の侵害があったとはいえないため、原告らの請求は理由がない。

(3) 信教の自由の侵害がないこと

ア 原告らは、本件参拝は「国の機関として、特定宗教である『靖國神社』と結びつき、これに関与する行為であるところ、国や国の機関の権威をもって、原告らに対して、戦没者を神として祀る『靖國神社』の教義に賛同し、『国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英靈に対して、哀悼の誠を捧げる』こと及び靖國神社において『御靈安らかなれ』と『冥福をお祈り』することを強要し、同信仰及び行為を鼓舞し、称揚し、ひいては強要するものである。」として、本件参拝によって原告らの信教の自由（憲法20条1項）が侵害された旨主張している（訴状「請求の原因」第6の4）。

そして、原告らは、この侵害された原告らの信教の自由には、内心における信仰の自由（信仰を持つ自由、信仰を告白する自由）、宗教的行為の自由（宗教上の儀式を行う自由、布教宣伝を行う自由等）、宗教的結社の自由からなり、これらは、積極的自由のみならず、消極的自由（特定の信仰を持たない自由、特定の信仰告白をしない自由、特定の宗教上の儀式などを行わない自由、布教宣伝をしない自由等）も包含する旨主張している（同）。

イ しかしながら、憲法20条1項が保障する信教の自由について、最高裁判所は、いわゆる殉職自衛隊員合祀事件において、「人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当然である」とし

ても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至ることは、見やすいところである。信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているものというべきである。このことは死去した配偶者の追慕、慰靈等に関する場合においても同様である。何人かを信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、誰にでも保障されているからである。」と判示している（最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ）。

そこで、これを踏まえて本件参拝を検討すると、本件参拝は、被告安倍が私人としての立場で行ったものであって、被告安倍が私人として有する信教の自由の一環として行われたものである。そして、本件参拝においては、被告安倍が原告らに対して何らかの信仰、宗教的行為等を強要したり、強制や不利益の付与を伴うようなものでない。

したがって、本件参拝は原告らの信教の自由を侵害するものでないことは明らかである。

ウ これに対し、原告らは、被告安倍が国の機関として本件参拝を行ったものであって、国や国の機関の権威をもって参拝したことから、本件参拝によって原告らの信教の自由を強要したかのような主張をしている。

エ しかしながら、本件参拝は被告安倍が私人としての立場で行ったものであり、内閣総理大臣としての資格で行ったものではなく、公務員の職務行為として行ったものではない。

すなわち、神社等への参拝が内閣総理大臣としての資格で行われたか否かを区別する基準について、政府は、昭和53年10月17日、安倍晋太郎内閣官房長官が参議院内閣委員会において「内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であって、このような立場で靖國神社に参拝することは、これまでもしばしば行われているところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張もあるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動を見るべきものと考えられる。」、「先般の内閣総理大臣等の靖國神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。」、「また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れた

ものと考えることはできない。」と答弁して、政府統一見解を対外的に明らかにしている。

これに照らしてみると、本件参拝は、閣議決定等により政府の行事として実施することが決定されて行ったものではなく、本件参拝において玉ぐし料等の経費が公費で支出された事実もないため、前記政府統一見解で示された基準に沿って判断すれば、本件参拝は被告安倍が私人の立場で行ったものであることは明らかである。

以上に加え、被告安倍は、本件参拝に当たり、献花料10万円を私費で賄っており、これに関する被告靖國神社社務所作成の受納證も、被告安倍個人あてのものとなっている（乙1号証）。公務の費用を私費で賄うことは通常あり得ないのであって、この点は、本件参拝が被告安倍の私人の立場で行われたものであることを更に強く示している。

さらに、被告安倍は、本件参拝後現在に至るまで、本件参拝に関し、内閣総理大臣としての資格で参拝したことを示すような発言は一切しておらず、平成26年1月29日には参議院本会議において「この参拝は、私人の立場で行ったものである旨述べている。

したがって、本件参拝は、被告安倍が私人の立場で行ったものであって、内閣総理大臣としての資格で行ったものではなく、公務員の職務行為として行ったものでないことは明らかである。

それ故、本件参拝について被告安倍が「国や国の機関の権威として参拝したもの」とする原告らの主張は、その前提を欠いて失当である。

オ なお、被告安倍は、本件参拝の際に「内閣総理大臣 安倍晋

三」と記帳し、本殿の入口の両側に置かれていた花に「内閣総理大臣 安倍晋三」と書かれた札がついていたところ、「内閣総理大臣」の肩書の記載は、被告安倍の地位を示す肩書として使用されたものであって、私的な場合においても自己の肩書を付した名刺を使用しているのと同様に、内閣総理大臣の地位にある被告安倍を表す場合に慣例としてしばしば用いられているものである。したがって、肩書が付されているからといって、本件参拝が被告安倍の私人の立場を離れたものということはできない。

また、被告安倍は、本件参拝の際に、公用車を使用しているが、これは、被告安倍が閣僚であるため、警備上の都合、緊急時の連絡の必要から公用車を利用したのであって、公用車を利用したからといって、被告安倍の行動が私人の立場を離れたものとはいえない。

これらのこととは、前記エ記載の政府統一見解に言及されるとおりである。

さらに、小泉参拝に関する東京高等裁判所平成17年9月29日判決（訟務月報52巻9号2801ページ）は、内閣総理大臣の肩書をして記帳したこと、内閣総理大臣の肩書を付した名札が献花に付されていたこと、靖國神社への往復に公用車を用いたことなどをもって、参拝を行った一連の行為が内閣総理大臣の職務行為として行われたことになると評価することはできない旨判示している。

それ故、被告安倍の本件参拝は、私人としての立場で行ったものであって、内閣総理大臣としての資格で行ったものではなく、公務員の職務行為として行ったものでないことは明らかで

あり，本件参拝について被告安倍が「国や国の機関の権威として参拝したもの」とする原告らの主張は理由がない。

カ また，原告らは，被告安倍が本件参拝後に出した談話に「国のために戦い，尊い命を犠牲にされた御英靈に対して，哀悼の誠を捧げる」とともに「御靈安らかなれとご冥福をお祈りした」との表現をとらえて，被告安倍が本件参拝によって原告らの信教の自由に対し「御靈安らかなれ」と「冥福をお祈り」することを強要した旨の主張をしているようである。

しかしながら，本件参拝に際し，被告安倍は原告らに対し本件参拝を強要する言動は全くしておらず，前記談話の表現も，あくまでも被告安倍が本件参拝をした自己の心情を説明したものにすぎず，原告ら第三者に対してこの心情を強要する趣旨のものでないことは明らかである。

したがって，原告らの前記主張は理由がなく失当である。

(4) 宗教的人格権の侵害がないこと

ア 原告らは，宗教的人格権を「親しい者の死について静謐の中で宗教上の思考を巡らせ，行為をなす権利」（自衛官合祀拒否訴訟一審判決）とし，この中には国家によって人の『生』，『死』，『魂』を意味づけされない権利も含まれるとした上で，本件参拝は「内閣総理大臣が戦没者の生死に関して『国のために戦』った（戦没者が）『戦場で倒れた』ことが『私たちの平和と繁栄』のためである等の意味づけを行い，魂について『御英靈』『御靈』等と靖國神社特有の教義に基づいた意味づけを行って，『ご冥福を祈る』という特定の宗教行為を行うものであるから，国家が人の『生』『死』『魂』を特定の宗教の教義に基づいて意味づけするものであるから，原告らの宗教的人格権を侵害す

る。」旨主張している（訴状「請求の原因第6の5，同7(1)」。

イ しかしながら、そもそも、原告らの主張する宗教的人格権の内容はきわめてあいまいであります、「信教の自由」との区別について外延を画し得ない抽象的なものであって、それ自体独立して法的権利としての権利性を有するものかどうか極めて疑問がある上、原告らの主張する宗教的人格権の権利性の前提となる自衛官合祀拒否訴訟の一審判決は、その後、最高裁昭和63年判決に

よって取り消されているため、宗教的人格権が判例として認められているとはいえない。

ウ また、最高裁平成18年判決は、前述したように、内閣総理大臣の地位にある者の靖國神社の参拝に関し、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求める做不到と解するのが相当である。

上告人らの主張する権利ないし利益も、上記のような心情ないし宗教上の感情と異なるものではないというべきである。このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではないから、本件参拝によって上告人らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない。」と判示している。そして、原告らの主張する宗教的人格権の内容は、最高裁平成18年判決で問題とされたような「自己の身上ないし宗教上の感情」と異なるものとはいえないため、本件参拝によって原告らに損害賠償の対象となり

得るような法的利益の侵害があったとはいはず、結局のところ、原告らの宗教的人格権なるものが侵害されたとは認められない。

ウ さらに、原告らは、本件参拝は被告安倍が内閣総理大臣として国家が特定の宗教の教義に基づいて意味づけする旨主張している。

しかし、前述したように、そもそも本件参拝は、被告安倍が私人の立場で参拝したものであって、内閣総理大臣の資格で行ったものではないため、国家が特定の宗教の教義に基づいて意味づけしたとの前提において失当である。

(5) 平和的生存権の侵害がないこと

ア 原告らは、平和的生存権は日本国憲法前文で人権として明確に認められており、憲法9条に違反する戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為等の国の行為によって個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合や、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の具体的権利性が認められ、本件参拝は、被告安倍が戦争に向けて広く日本国民が戦争を受け入れる精神的土壌を作り出すべく行われたものに他ならず、これにより原告らの声明・自由が侵害の危機にさらされ、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるに至ったため、原告らの平和的生存権が侵害された旨主張している（訴状「請求の原因」第6の6、同7(2))。

イ しかしながら、原告らの主張する平和的生存権は、その具体的権利性が極めてあいまいであって、民法において損害賠償の対象となり得るような法的保護に値する法的利益とはいえない

い。

この点については、百里基地訴訟に関する最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決（民集43巻6号385ページ）は、「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない旨判示している。

また、内閣総理大臣が靖國神社に参拝したことにより平和的生存権が侵害されたとして損害賠償を請求した本件と同種事案について、福岡高等裁判所平成4年2月28日判決（訴訟月報38巻12号2515ページ）も、「平和的生存権として主張する平和とは、理念いし目的としての抽象的概念であって、これから具体的な権利はもちろん具体的な法的利益を引き出すことはできないから、右の諸権利ないし法的利益を侵害された旨の控訴人の主張も失当である。」旨判示して請求を棄却し、さらに、大阪高等裁判所平成4年7月30日判決（訟務月報39巻5号827ページ）も、「いわゆる平和的生存権の権利としての内容は、抽象的で、いまだ、国民各個人に対して、法律上保護された権利ないし利益ではないと解すべきである」旨判示し、請求を棄却している。

したがって、これらの裁判例からも明らかに、本件参拝により原告らの平和的生存権が侵害とされたとの主張は、そもそも平和的生存権なるものが法律上保護された権利ないし利益とはいえないため、原告らの主張は認められない。

(6) 在韓原告らの人格権侵害について

ア 原告らは、本件参拝によって、在韓原告らが国家によって宗

教的に静謐な環境を乱さない権利及び一定の宗教的意味づけをされないという宗教的人格権が侵害されたとの主張もしている（訴状「請求の原因」第6の7(1)）。

このうち，在韓原告らというのが原告のどの原告であるのか特定されていない。

また，在韓原告らのこの「宗教的人格権」と，原告らが先に主張していた「宗教的人格権」に権利としてどこか違いがあるのか，この点も明確ではない。仮に別の「宗教的人格権」であるとした場合，この「宗教的人格権」は先の「宗教的人格権」との区別が非常にあいまいであることから明らかなように，その内容が非常に抽象的であり，前述したのと同様に「自己の身上ないし宗教上の感情」と異なるものとはいえないため，本件参拝によって在韓原告らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえないため，同人らの宗教的人格権なるものが侵害されたとはやはり認められない。

イ 原告らは，在韓原告らの平和的生存権が侵害された旨主張しているが（訴状「請求の原因」第6の7(2)），これについては，前述したように，そもそも平和的生存権なるものが法律上保護された権利ないし利益とはいえないため，原告らのこの点の主張はやはり認められない。

ウ さらに，原告らは，被告安倍の本件参拝は，靖國神社による合祀による人格権侵害を，新たに繰り返し，更なる人格権侵害を行うとし，その理由として，本件参拝は日本国政府が被告靖國神社による合祀自体を肯定するとともに，被合祀者の死に対する宗教的意味づけをより強固にし，さらには日本の国内外に對して靖國神社の教義を喧伝して被合祀者を同教義に沿って

慰霊することを奨励するものである，と主張している（訴状「請求の原因」第6の7(3)）。

しかしながら，そもそも本件参拝は被告靖國神社が行ってきた合祀行為と何らの関係はなく，当該合祀によって侵害されたとする人権と在韓原告らとの関係も特定されていない。

そして，繰り返し述べているように，在韓原告らのこの点についての主張の根拠となる権利なるものは法律上保護された権利ないし利益とはいえない。

また，本件参拝は日本国政府として行われたものではなく，被告安倍が私人としての立場で行ったものであることから，本件参拝が，日本国政府が，被告靖國神社による合祀自体を肯定するとか，被合祀者の死に対する宗教的意味づけをより強固にするものとも到底言えず，日本の国内外に対して靖國神社の教義を喧伝して被合祀者を同教義に沿って慰霊することを奨励するものでもない。

したがって，原告らのこの点の主張も理由がない。

(7) 自由権規約第18条違反について

原告らは，被告安倍の本件参拝は自由権規約第18条2項に違反すると主張している（訴状「請求の原因」第6の8）。

しかしながら，自由権規約第18条2項は「自ら選択する宗教ないし信念を保持する自由を侵害されるおそれのある強制を受けない」ことを規定しているところ，これまで詳述してきたように，被告安倍の本件参拝は，原告らに対し前記強制を与えるものではない。

また，本件参拝は，被告安倍が私人の立場で参拝したものであることから，被告安倍の私人の行為に関して自由権規約第18条

2項が裁判規範性を有することはそもそもあり得ない。

さらに、自由権規約第18条2項は、損害賠償の対象となり得るような権利ないし法的利益を保障した規定でもない。

したがって、原告らのこの点の主張にも理由がない。

(8) まとめ

以上のとおり、原告らの被告安倍に対する損害賠償請求には理由がない。

2 参拝差止請求について

(1) 原告らは、被告安倍に対し、訴状の「請求の趣旨」第1項においては「内閣総理大臣として靖國神社に参拝してならない。」ことを求め、請求の原因第7（訴状43ページ～45ページ）においては「被告安倍の靖國神社公式参拝行為の差止めを求める。」としている。

原告が「請求の趣旨」で求めている「内閣総理大臣として」の靖國神社への参拝差止めと、「請求の原因」に記載している「靖國神社公式参拝の差止め」との関係が不明であるものの、「請求の原因」に記載されている内容に照らせば、原告らの主張は、被告安倍が靖國神社を公式参拝したことにより原告らの権利を侵害しており、被告安倍による靖國神社の公式参拝は回数としては1回ではあるものの、被告安倍は、今後も再び靖國神社を公式参拝するおそれが大きいことから、被告安倍の靖國神社公式参拝行為の差止めを求める、との内容と理解される。

(2) しかしながら、原告らの主張が、被告安倍の内閣総理大臣としての靖國神社への参拝の差止めを求めるものであれ、靖國神社公式参拝行為の差止めを求めるものであれ、原告らにはそもそも被告安倍の将来の参拝行為の差止めを求めることができることの

前提としての法律上保護された具体的権利ないし法的利益の侵害が認められない。

すなわち、原告らの損害賠償請求に対する被告安倍の主張の中で詳述したように、原告らには本件参拝によって法律上保護された具体的権利ないし法的利益の侵害は何ら認められない。

- (3) したがって、原告らには、被告安倍の内閣総理大臣として靖國神社に参拝することの差止め、あるいは靖國神社に公式参拝することの差止めを求められる前提としての法律上保護された具体的権利ないし法的利益の侵害が認められないと認められ、原告らの被告安倍に対する参拝差止め請求にも理由がない。

第4 結語

以上述べたとおり、原告らの被告安倍に対する各損害賠償請求も本件各参拝差止め請求も、いずれも理由のないことが明らかであることから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以 上